

## 船員に関する特定最低賃金の改正に係る諮問について

### 1 . 概 要

最低賃金は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設定するものであり、船員に関しては国土交通大臣が交通政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定することとなっている。

### 2 . 設定業種（別紙）

船員の最低賃金は、内航鋼船に乗り組む船員については昭和43年度から、旅客船に乗り組む船員については昭和48年度から、漁船員については昭和56年度からそれぞれ設定されている。

### 3 . 諮問業種

今年度については、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して、全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金及び漁業（大型いか釣り）最低賃金の改正について諮問することとした。

## 設定業種(概要)

区分	適用する使用者及び船員	最低賃金額	決定公示
全国内航 鋼船運航 業	<p>船員法第1条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船(次の各号に掲げるものを除く。)の船舶所有者及びその船舶所有者に雇用されている船員であって、同船舶に乗り組む職員及び部員</p> <p>(1) はしけ</p> <p>(2) 内航海運業法第2条第1項各号に掲げる船舶</p> <p>(3) 海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶</p> <p>(4) 平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶</p>	<p>職員 241,400円</p> <p>若年職員 224,950円</p> <p>部員 182,850円</p> <p>海上経歴3年未満の部員 173,700円</p>	<p>平成8年10月30日 平成8年運輸省 最低賃金公示第5号</p> <p><b>最終改正</b> 平成20年12月1日 平成20年国土交通省 最低賃金公示第2号</p>
海上旅客 運送業	<p>船員法第1条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者及びその船舶所有者に雇用されている船員であって、同船舶に乗り組む職員及び部員</p> <p>(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶</p> <p>(2) 近海区域を航行区域とする船舶</p> <p>(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶(その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。)</p>	<p>職員 (事務部職員を除く。) 238,300円</p> <p>事務部職員 184,200円</p> <p>部員 177,500円</p>	<p>平成8年10月30日 平成8年運輸省 最低賃金公示第6号</p> <p><b>最終改正</b> 平成13年11月1日 平成13年国土交通省 最低賃金公示第2号</p>
漁業(遠 洋まぐ ろ)	<p>船員法第1条に規定する船舶であって、遠洋まぐろ漁業の用に供する漁船の船舶所有者及びその船舶所有者に雇用されている船員であって、同船舶に乗り組む者</p>	<p>1人歩船員 192,700円</p>	<p>平成14年11月1日 平成14年国土交通省 最低賃金公示第2号</p> <p><b>最終改正</b> 平成24年11月20日 平成24年国土交通省 最低賃金公示第2号</p>
漁業(大 型いか釣 り)	<p>船員法第1条に規定する船舶であって、大型いか釣り漁業の用に供する漁船(総トン数200トン以上)の船舶所有者及びその船舶所有者に雇用されている船員であって、同船舶に乗り組む者</p>	<p>1人歩船員 196,800円</p>	<p>平成19年11月30日 平成19年国土交通省 最低賃金公示第3号</p> <p><b>最終改正</b> 平成24年11月20日 平成24年国土交通省 最低賃金公示第2号</p>

全国内航鋼船運航業最低賃金

平成8年10月30日 平成8年運輸省最低賃金公示第5号  
 一部改正平成9年10月31日 平成9年運輸省最低賃金公示第5号  
 一部改正平成10年11月2日 平成10年運輸省最低賃金公示第2号  
 一部改正平成13年11月1日 平成13年国土交通省最低賃金公示第2号  
 一部改正平成18年12月1日 平成18年国土交通省最低賃金公示第2号  
 一部改正平成20年12月1日 平成20年国土交通省最低賃金公示第2号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) はしけ

(2) 内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第1項各号に掲げる船舶

(3) 海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

(4) 平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員 241,400円

ただし、次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者については、224,950円とする。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科	4年6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	
海員学校乗船実習科	4年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	
海上保安学校本科	3年6月
海員学校インターンシップ課程（本科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	
海員学校専修科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	3年6月
海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四）	
海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース	

(航海、機関)	2年6月
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程	
海員学校インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）	2年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	6月

(2) 部員 182,850円

ただし、海上経歴3年未満の部員については、173,700円とする。

この場合において、海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業生については3年を、その他の海員学校の卒業生又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業生についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業生については2年を、その他の高等学校卒業生については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

#### 5 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など
- (2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- (3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
- (4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (5) 1か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成18年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成18年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成20年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成20年12月31日から効力を生ずる。

## 海上旅客運送業最低賃金

平成8年10月30日 平成8年運輸省最低賃金公示第6号  
一部改正平成9年10月31日 平成9年運輸省最低賃金公示第5号  
一部改正平成10年11月2日 平成10年運輸省最低賃金公示第2号  
一部改正平成13年11月1日 平成13年国土交通省最低賃金公示第2号

### 1 適用する地域

全国

### 2 適用する使用者

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶

(2) 近海区域を航行区域とする船舶

(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

### 3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

### 4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員（事務部職員を除く。）

238,300円

(2) 事務部職員

184,200円

(3) 部員

177,500円

### 5 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

(2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金

(3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

(4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(5) 1か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

## 漁業（遠洋まぐろ）最低賃金

平成14年11月1日	平成14年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成19年11月30日	平成19年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成23年12月8日	平成23年国土交通省最低賃金公示第3号
一部改正平成24年11月20日	平成24年国土交通省最低賃金公示第2号

### 1 適用する地域

全国

### 2 適用する使用者

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、遠洋まぐろ漁業（漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第8号に掲げる漁業のうち、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするものをいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

### 3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により下記5に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

### 4 適用する期間

遠洋まぐろ漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

### 5 第3項の船員に係る最低賃金額

月額	1人歩船員	192,700円
		(月払いとする)

この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

### 6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成14年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成14年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成19年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成19年12月30日から効力を生ずる。

附 則（平成23年国土交通省最低賃金公示第3号）  
この公示は、平成24年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成24年国土交通省最低賃金公示第2号）  
この公示は、平成24年12月19日から効力を生ずる。

## 漁業（大型いか釣り）最低賃金

平成19年11月30日	平成19年国土交通省最低賃金公示第3号
一部改正平成20年12月1日	平成20年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成22年1月29日	平成22年国土交通省最低賃金公示第1号
一部改正平成23年1月21日	平成23年国土交通省最低賃金公示第1号
一部改正平成23年12月8日	平成23年国土交通省最低賃金公示第3号
一部改正平成24年11月20日	平成24年国土交通省最低賃金公示第2号

### 1 適用する地域

全国

### 2 適用する使用者

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、大型いか釣り漁業（漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第13号に掲げる漁業のうち、総トン数200トン以上の動力漁船により、釣りによっていかをとることを目的とする漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

### 3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により下記5に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

### 4 適用する期間

大型いか釣り漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

### 5 第3項の船員に係る最低賃金額

月額	1人歩船員	196,800円
----	-------	----------

（月払いとする。）

この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

### 6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成19年国土交通省最低賃金公示第3号）



この公示は、平成19年12月30日から効力を生ずる。

附 則（平成20年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成20年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成22年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、平成22年2月28日から効力を生ずる。

附 則（平成23年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、平成23年2月20日から効力を生ずる。

附 則（平成23年国土交通省最低賃金公示第3号）

この公示は、平成24年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成24年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成24年12月19日から効力を生ずる。

〔参照条文〕

○最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）（抜粋）

（船員に関する特例）

第三十五条 （略）

2 （略）

3 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会（以下「交通政策審議会等」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることができる。

4～6 （略）

7 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、第十五条第二項又はこの条第三項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

8 （略）

第三十七条 （略）

2 交通政策審議会等は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならない。

3 （略）

○船員部会運営規則（抜粋）

（最低賃金専門部会の設置等）

第十二条 船員部会に、最低賃金法第三十七条第二項の規定に基づき、最低賃金の決定又は改正の決定の審議に必要な数の最低賃金専門部会を置く。

2～4 （略）

5 最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、船員部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長が指名する。

6・7 （略）